# 7月1日から デマンドタクシーの 運行日が変わります

6月30日まで

土・日・祝

# 7月1日から

周·水·金·田

※火・木・日・祝日は運休 ※1月1日~3日は運休



デマンドタクシーとは、ひとりでは車等の運転ができない高齢者やお身体が不自由な方の移動手段として 運行する、事前予約制の乗合タクシーです。**利用するには、事前に利用者登録が必要です。現在登録されている方は7月からも引き続きご利用いただけます**。

#### ◎利用できる方

多古町に住所がある、運転のできないご高齢の方や身体障害者手帳等をお持ちの方が対象です。 1人で乗り降りが困難な方は、付き添いの方がいれば利用できます。※**付き添いの方も登録が必要です。** 

#### ◎料金は?

乗車 1回につき 500円

- 回数券 2,000 円(5 回分)
- 登録料 1名1,000円※登録料は登録時のみ

#### ◎運行時間は?

午前8時台から午後4時台

### ◎行き先は?

ご自宅の玄関先から町内の「病院」「お店」「銀行」「公共施設」 等まで送迎します。※町外への送迎はできません。

# ◎乗り合いとは?

同じ時間帯にご利用を希望される方と一緒に乗り合いで移動しますので、予約状況によっては目的地までの所要時間が長くなる場合があります。

#### ◎ご利用の流れ

①役場で 利用者登録 ②利用者証が 郵送で届く ③利用日時を 電話予約 ④自宅から 目的地まで (500円)

⑤目的地から 自宅まで (500円)

## ◎登録時に必要なもの

- 利用者本人の公的身分証明書(健康保険証・介護保険証・パスポート・運転免許証など)
- 利用者本人の印鑑
- お持ちの方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

登録は役場2階企画空港政策課で受け付けています(受付時間:平日の午前8時30分から午後5時15分)。

登録方法や利用方法など詳細については、企画空港政策課(☎76-5409)にお問い合わせください。

# 新町民体育館を避難所として指定しました

#### 指定避難所とは?

災害によって自宅や周辺に危険が予想される場合や住宅が損壊した場合等、避難生活を送らなければならなくなった場合に、一定期間の生活を行う施設として、自治体が指定する避難所です。開設後は、避難所生活を行う方々が協力し合い、避難所を運営します。

#### 必ず指定避難所に避難しなければならないの?

避難する施設を限定するものではありません。車中での避難、親戚宅や地域の集会所等へ避難することなども考えられます。ご家族の状況、自宅や周辺の状況等からご判断ください。また、外に避難することが危険な場合や、避難のいとまがない場合は、住宅の二階や崖から遠い部屋に退避することも有効であると言われています。

防災は備えが大切です。災害時にどう行動するか、 避難する場合はどこに避難し、ルートはどうなって いるかなど、平常時からの確認をお願いします。

お問合せ●総務課交通防災係☎76-2611

# 千葉県内で交通事故が多発しています!

### 道路を利用する場合は次のことに注意しましょう

#### ●自動車等を運転する場合

#### 【早めのライト点灯】

薄暗くなると、相手の存在に気付きにくくなります。 **自分の存在をアピールするためにも**、早めにライトを 点灯しましょう。

#### 【歩行者への配慮】

歩行者の付近では徐行し、横断歩道付近では歩行者 がいないかよく確認しましょう。

# 飲酒運転は犯罪です。

一杯くらいなら大丈夫…では済みません。 「飲酒運転はしない、させない、許さない」の 意識を持ちましょう。皆さん一人ひとりが一丸 となって飲酒運転を防止することで、周りの 方々、大切な家族や友人を守ることにつながり ます。飲酒運転の根絶にご協力ください。

#### ●道路を歩行する場合

#### 【目立つ服装】

夕暮れ時や夜間に外出する際は明るい色の服装や反射材を身に着ける等、自動車に自分の存在をアピール しましょう。

#### 【安全確認の徹底】

自動車がよけてくれるだろう、止まってくれるだろうという考え方は危険です。道路は端を歩いて安全確認を忘れずに、道路を横断する際は前後左右を確認して斜め横断はやめましょう。



お問合せ●総務課交通防災係☎ 76-2611

17 ······ 広報**作**三 2019.5